

毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次  
◇監査公告 昭和三十三年度にかかる各種機関の定期  
監査の結果公表

## 監査公告

### 鳥取県監査公告第八号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和三十三年度  
にかかる左記機関の定期監査を執行したので、その結果  
を次のとおり公表する。

昭和三十四年八月八日

鳥取県監査委員

松本利治  
萩原治郎  
井上善一

同 戸田俊巳  
執行年月日

根雨保健所	昭和三十四年二月十七日
米子保健所	十九日
鳥取保健所	二十三日
郡家保健所	三月四日
浜村保健所	五日
倉吉保健所	二十五日
衛生研究所	十二日
県印刷所	四月八日
自治研修所	二十七日
中央病院	五月六日
県立高等看護学院	同
境港警察署	四月二日
八橋警察署	二十日
教育研究所	九日

保健所

監査概況

昭和三十三年度にかかる各保健所の定期監査を執行したのであるが、その結果各保健所とも努力しているが、役付職員の格付、医師等技術職員の充実強化、職員の適正配置及び施設設備の整備並びに結核予防業務等に対する市町村実施体制の確立及び一般住民に対する普及の徹底等保健所業務の合理化につき検討の余地が認められるので、これら諸問題につき善処の要がある。

なお、各保健所共通事項は、次のとおりである。

一 各保健所の職員状況は、次表のとおり厚生省基準定

保健所職種別定員現員状況

監査時現在

保健所別	職種別		A級保健所基準定数															
	区分		医部	歯科医部	薬剤部	獣医部	食品環境監視員	保助看護婦	栄養士	X線技術者	歯科衛生士	試験検査技術者	その他衛生部	事務職員	運転士	小使	計	臨時職員
			7	1	2	1	8	18	2	4	1	2	19			65		

数に比して低く、とくに、医師及び食品環境衛生監視員等技術職員が不十分なため業務遂行の万全を期し難い面が認められるので、これら職員の充実強化を図る必要がある。また、業務運営の中核をなす係長の格付が現在実施されていないが、業務量及び職員数等から見た責任度合及び第一線機関職員の地位向上等からして、これらの格付につき関係当局はさらに検討されたい。

なお、現在職員中には欠員、休職若しくは健康要注意上の勤務制限者等相当あり、業務運営上支障が認められるので、職員の適正配置につき検討されたい。

鳥取	現行定数職員	4	1	1	1	2	13	1	3	1	1	1	17	2	1	48	5	
	臨時職員	4	1	1	1	3	13	1	3	1	1	1	18	2	1	50		
米子	現行定数職員	4	1	2	1	3	15	1	3	1	3	3	17	1	1	53		3
	臨時職員	4	1	2	1	5	15	1	3	1	3	3	17	1	1	55		
倉吉	現行定数職員	2	1	1	1	2	9	1	3	1	1	1	16	2	1	40		3
	臨時職員	1		1	1	2	9	1	3	1	1	1	16	2	1	40		2
G級保健所基準定数		5	1	1	1	7	10	1	2	1	1	11				38		
郡	現行定数職員	1	1	1	1	1	5	1	2			9	1	1	23			
	臨時職員	1	1	1	1	1	5	1	2			9	1	1	24			2
家	現行定数職員	1	1	1	1	1	4	1	2			7	1	1	19			
	臨時職員	1	1	1	1	2	4	1	2			7	1	1	20			1
浜	現行定数職員	1	1	1	1	1	4	1	2			7	1	1	19			
	臨時職員	1	1	1	1	1	4	1	2			7	1	1	20			2
村	現行定数職員	1	1	1	1	1	5	1	1			8	1	1	21			
	臨時職員	1	1	1	1	1	5	1	1			8	1	1	21			3
根	現行定数職員	1	1	1	1	1	5	1	1			8	1	1	21			
	臨時職員	1	1	1	1	1	5	1	1			8	1	1	21			2
雨	現行定数職員	1	1	1	1	1	5	1	1			8	1	1	21			
	臨時職員	1	1	1	1	1	5	1	1			8	1	1	21			2
厚生省基準定数合計		36	3	9	3	45	84	9	18	3	9	90			309			

合計	現行定数	13	2	7	4	10	51	5	14	3	5	6	74	8	2	204	12
現員	定数職員	12	2	7	4	14	51	5	14	3	5	6	76	8	2	210	
計	臨時職員						1				5		7		1		15

健康上勤務制限者等状況表

保健所	区分	休職	長欠	ツベルクリン			間接撮影人員	計	
				A	4	A 8			B
鳥取	郡家					2	3	6	11
根雨	倉吉	2					2	1(米取)	2
米子	根雨			1			1	1	1
合計									8

二 一般住民に対する結核検診の実施状況は、次表に示すように前年度に比較し一四・九パーセント上昇している。しかしながら、鳥取、米子、倉吉等市部の検診

率は、いぜんとして低調である。これは、市側の実施体制の不備に主因するものと思料せられるので、県はこれらの実施体制の確立及び自主的検診を促進させるよう行政指導の徹底と一般住民に対するけいもうに努力をすべきである。  
また、検診業務の計画運営については、さらに業務面と事務面との緊密なる連けいと合理的実施計画の策定を図るべきである。  
なお、各実施機関で行った自体検診結果の報告義務の励行方指導されたい。

一般住民結核検診実施状況調

所別	対象人員	ツベルクリン		間接撮影人員	同	前	前	
		受診者	受診率					受診率
鳥取	七九、七二四	三二、四六九	二七、八四二	二二、九二七	二二、九二七	三四、九	一六、二	一八、七
郡家	三九、九四二	二二、九二七	二二、九二七	二二、九二七	二二、九二七	五七、四	四〇、八	一六、六

所別	倉吉	米子	根雨	合計
倉吉	一八、六〇五	八一、〇五二	二一、四九八	一二、一八三
米子	二五、五五三	二二、二〇九	九、四二七	二五、一八三
根雨	一一、九四九	二二、二〇九	九、四二七	二二、九二七
合計	一一、九四九	二二、二〇九	九、四二七	一四、九

三 施設設備の充実強化について、次表に示すとおり五百五十余万円をもってレントゲン自動車(倉吉二五〇万円)、蓄放式間接撮影装置(鳥取七九万円)をはじめ、防護装置(二〇万円)、犬けい留場、自動車々庫及びオートバイの新設等に努め第一線機能の向上を図っているが、まだレントゲン自動車(鳥取)、X線直接撮影装置(米子、浜村)、ジープ及び自転車等老朽化によ

り更新を要するものがあるほか、単車の完全配置による業務の能率化を図るよう関係当局の善処を望む。  
また、食生活の向上に伴い栄養相談も増加しているので、栄養室の改装、整備(郡家、浜村、根雨)及び自動車庫(根雨)の新設等についても考慮の要がある。

施設設備整備推移状況表

保健所別	年度別	科目別			合計
		鳥取	米子	根雨	
鳥取	工事請負費	一六四、八九五	二九三、〇〇〇	四七一、〇〇五	二九二、〇〇〇
	備品費	一、〇六二、九〇〇	一、六九八、八四〇	一、〇六二、九〇〇	六九八、八四〇
米子	工事請負費	二、〇〇〇、八四〇	一八七、五〇〇	四三七、八九〇	二、一八七、五〇〇
	備品費	二七、二〇〇	八四〇	四三七、八九〇	二、二九八、七三〇
合計					



究されたい。  
なお、各地区の生活改良普及員及び市町村保健婦等

保健婦の従事する時間の割合状況

との緊密なる連けいについては、さらに留意を望む。

区分	鳥取	郡家	浜村	倉吉	米子	根雨	備考
患者訪問	一六・五	二二・〇	一一・三	一一・三	一九・七	一四・九	
事務整理	一五・七	一四・〇	一五・二	一三・三	一一・四	二二・九	
クリニック	二六・七	二二・〇	二二・三	四九・二	三九・〇	二八・四	
個人面接	一・九	二・〇	五・七	一・八	一・六	〇・六	
衛生講習	五・八	二・〇	一・五	五・二	三・四	一・四	
研究	〇・一	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	
集団検診	一九・七	二九・〇	二一・八	六・四	一・三	一・六	
予防接種	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	
その他	九・三	二・〇	五・六	九・八	七・八	一・八	
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	

注 本表は、年間の総時間数と従事した時間数との対比を示したものである。

六 狂犬病予防法による登録及び注射状況は、次表のとおりであつて、登録数は、総体的に前年より減少している反面、注射数は若干増加している。

本年度第二回注射率は、五八・五四パーセントで低

率であるが、とくに鳥取及び米子の両保健所は低調である。

これは、畜犬異動等の実態はあくの困難性にもよるが、各市町村の協力の欠如及び、畜主に対する

畜犬登録並びに注射状況表

PRの不徹底に起因していると思われるので、この点一層配意を望む。

保健所 区分	鳥取		郡家		浜村		倉吉		米子		根雨		合計	
	登録数	注射数	登録数	注射数	登録数	注射数	登録数	注射数	登録数	注射数	登録数	注射数	登録数	注射数
計	一、六三三	二、九三三	八〇四	一、三六四	二八八	五〇六	二、二〇四	四、一三七	二、六九七	四、三二一	八、九一六	一四、七五五	一、四七五	二、九三三
一	四	二七	五	一九	三	八	四	二四	二	二六	一	一	六	二七
二	六	四〇	八	二七	五	一五	三	一三	二	一五	一	一	八	四〇
三	二〇	一〇五	二四	五五	一〇	二七	一〇	二二	四	二六	二	二	二六	一〇五
四	二五	一三〇	三〇	七〇	一三	三六	一三	二九	五	三三	三	三	三三	一三〇
五	七五	二五〇	七六	二二〇	二六	七〇	二五	一〇五	一七	五五	一〇	一〇	五五	二五〇
六	一〇七	三三〇	一〇七	三三〇	三二	一〇〇	三二	一〇〇	二二	七〇	一〇	一〇	七〇	三三〇
七	一八	六二	一九	六二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	六二
八	六	二二	七	二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二二
九	六	二二	七	二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二二
十	二四	八〇	二五	八〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	八〇
十一	二四	八〇	二五	八〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	八〇
十二	一、六三三	二、九三三	八〇四	一、三六四	二八八	五〇六	二、二〇四	四、一三七	二、六九七	四、三二一	八、九一六	一四、七五五	一、四七五	二、九三三

区分	鳥取	郡家	浜村	倉吉	米子	根雨	合計
第二回要注射頭数	一、四六一頭	七〇二	二四九	一、八六八	二、三二一	七五七	七、三五八
同 注射済頭数	八〇四頭	四一二	二二七	一、三七三	九一〇	五八六	四、三〇二
同 受注率	五五・〇三%	五八・六九	八七・一五	七三・五〇	三九・二一	七七・四一	五八・五四

同 法期間内注射済頭数	一、一五五頭	五六四	二二八	一、六〇四	一、五一五	六四五	五、七〇一
同 受注率	七九・〇六%	八〇・三四	八七・一五	八五・八七	六五・二七	八五・二二	七七・四八

前年との増減表

保健所	区分		登録	注射
	鳥取	他家		
根	雨	計	△	△
米	子	計	△	△
倉	吉	計	△	△
浜	村	計	△	△
郡	家	計	△	△
鳥	取	計	△	△
保	取	計	△	△
健	取	計	△	△
所	取	計	△	△

七 と畜検査頭数は、次表のとおり逐年増加し、昭和三

と畜検査頭数推移表

郡家	取	鳥	保健所		昭和二八年	昭和二九年	昭和三〇年	昭和三一年	昭和三二年	昭和三三年
			区	分						
総	内	頭	頭	頭	一、五六三	一、四四四	一、五〇一	一、八四八	二、二〇八	二、二四七
頭	頭	頭	頭	頭	一、一八	一、三〇九	一、二六三	一、四三二	一、〇八二	一、七四五
数	数	数	数	数	一、一八	一、三〇九	一、二六三	一、四三二	一、〇八二	一、七四五
数	数	数	数	数	一、一八	一、三〇九	一、二六三	一、四三二	一、〇八二	一、七四五

十二年は、前年に比較し一千四百八十六頭増加している。  
 未検査と畜の絶無を期するとともに、申請書の事前提出の励行につとめ、検査開始前のと畜搬入実数を確認することが必要である。  
 また、倉吉及び浜村の両保健所においては、密殺を摘発して行政処分を附していたが、他の保健所においても、この取締につき遺憾なきを期されたい。

村	吉	米	子	根	合	計	
						内	外
浜	倉	米	子	根	合	内	外
頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
一〇五	五七五	九七五	四七五	九七五	四八二	一〇五	五七五
一三二	六四七	九三九	五三九	九三九	五三九	一三二	六四七
一四八	五七二	八七二	四七二	八七二	四七二	一四八	五七二
三〇四	八〇三	二五三	四三六	二五三	二五三	三〇四	八〇三
八五三	九九〇	三五六	二九四	三五六	三五六	八五三	九九〇

八 精神衛生法に基く患者の処置状況は、次表のとおりで、各保健所管内とも逐年増加の傾向を示しているが、これに対する委託病床数(予算措置しているもの(二五床)が少いため患者の完全収容が困難な状態で、

やむを得ず生活保護法による医療扶助にシワ寄せされている傾向もあるので、果は、これら患者の早期治療を図るため委託病床の増設の要がある。  
 なお、本患者は、前後措置に相当の期間を要し、そ

の結果として当然に退院が遅延し、これが新陳代謝の  
あいろになつているので、退院後の養護施設につき考  
究善処されたい。

昭和三十三年度精神障害者処理状況

保健所	申請受理	該当	法二九条措置	昭和三十三年
	件数	件数	入院件数	三月末措置入院者数
鳥取	三三二	一八	八五	二一
郡家	一六	〇	〇	〇
浜村	三五	四	〇	四
倉吉	二九	二五	一六	四
米子	一一	八	二	二
根雨	二四	八	〇	二
計	一一二	八六	一〇二	二五

備考 1 予算定員二三床

2 三八名を措置入院する事が出来なかつた

九 各種試験検査件数は、逐年増加しており、ことに、  
三十三年七月より衛生検査技師法の施行に伴い検査体  
制を確立する要があると認められるので、人事当局及  
び主管課は、これらの人的整備を図るとともに備品類  
の充実強化につき考究善処せられたい。

一〇 各種事務処理の簡素合理化については、鋭意努力  
していることは認められるけれども、  
1 結核業務(主として集団検診)のうち撮影から完  
結までにおける事務的処理につき無駄な面があるの  
で、さらに創意工夫を要する。  
2 各種台帳及び簿冊が各保健所とも区画であり、こ  
れが統一とさらに簡素化を図るべきものがある。  
3 試験、検査業務に伴う検査結果の通知書が区画で  
あり、受付から完結までにおける事務的処理につき  
考究善処の要がある。  
等事務面と業務面における緊密なる横の連けい及び業  
務の効率的執行については、さらに留意検討を要する  
ものがあるので、主管課はこれらの現状を再検討し、  
適切なる業務指導の徹底を期されたい。

根雨保健所

昭和三十四年二月十七日監査

監査委員 松本利治

同 荻原治郎

一 試験検査件数は、八、七二九件で、年々増加している  
のに反し、専任職員の配置がなく、臨時職員一名をも  
つて運営していたが、当所は、地域的にも衛生研究所  
への検査委託が不可能な状態で業務運営上支障が認め  
られるので、所自体の検査体制の確立を図る要がある。  
二 根雨町から寄附されるはずの敷地について、町との  
間の約束を文書化しておくこと。

米子保健所

昭和三十四年二月十九日監査

監査委員 松本利治

同 荻原治郎

一 一般住民に対する結核検診は、会見町は未実施であ  
り、米子市七・七パーセント、境港市七・三パーセン  
トで、受診率が極めて低調である。

市町村指導の徹底を期し、合理的検診計画の策定及

び効率的業務運営が特に望まれる。

二 経理出納その他事務処理について、次の点留意され  
たい。

- 1 畜犬監札及び注射済票の取扱方を慎重にし、早期  
にその整理をすること。
- 2 温泉利用許可申請書を早期に提出させること。
- 3 と畜検査手数料の証紙収入につき検討するととも  
に、事前納付を励行させること。

鳥取保健所

昭和三十四年二月二十三日監査

監査委員 松本利治

同 荻原治郎

同 千代西尾 泰章

一 一般住民に対する結核検診率は、三四・九パーセン  
トで、前年度に比較し一二・八パーセント上昇し、と  
くに、市部の実施率が伸びていたことは、所長ほか職  
員の努力の結果によるものと認められる。なお、今後  
一層の努力を望む。

二 経理出納その他事務処理について、次の点留意されたい。

- 1 と畜検査手数料が、事後に納付されているものがあるため、事前納付に改めさせるよう努めること。
- 2 畜犬監札及び注射済票の取扱は、慎重を期すること。

那家保健所 昭和三十四年三月四日監査

監査委員 松本利治

同 荻原治郎

一 当所検査室で行っている試験及び検査は、水質検査九二件、被爆者関係四二件で、その他寄生虫、尿及び血沈検査の一部を実施するほか、すべて衛生研究所に検査を委託している。

これは試験検査担当者が薬事及び環境衛生監視並びに水道業務等を兼務しており、これらの業務に追われていることに主因があると思われるから、試験及び検査体制の確立について検討考慮の要がある。

二 保健婦業務については、職員の産休及び病欠等があったにもかかわらず、計画訪問に努めており、ことにグループ活動の一環として池田地区母子愛育会及び若桜保健委員会等の組織をつうじての自主的活動を促進し、さらに、生活改良普及員及び町村保健婦等との連携を図り、保健婦業務の効率的励行に努めていたことは結構である。なお、今後一層の努力を望む。

三 経理出納その他事務処理について、次の点留意されたい。

特殊勤務手当の支給につき慎重を期すべきものがある。

浜村保健所 昭和三十四年三月五日監査

監査委員 松本利治

同 荻原治郎

一 県有地と私有地の境界が不明確となつているので、明確に標示区分されたい。

なお、建物の塗装及び排水溝の整備については、県当

局の善処を望む。

二 経理出納その他事務処理について、次の点留意されたい。

温泉利用許可申請書を早期に提出させること。

倉吉保健所 昭和三十四年三月二十五日監査

監査委員 松本利治

同 荻原治郎

一 予防接種率は七二パーセントで、前年度に比較し七・八パーセント上昇しているが、とくに本年度は管内四地区に赤痢の集団発生をみており、うち三ヶ所は公的機関で、集団発生の宿泊施設から発生したことにかながみ、施設の改善指導並びに衛生知識及び予防接種の普及徹底につき一層の努力を望む。

二 本年度における試験検査件数は、一三、二一六件（ほかに備研委託のもの三八一件）で、これを担当する職員は一名（ほかに臨時職員一）であつて、受理件数が伸びた反面技術職員は減員（三十二年度は四人）と

なり、業務運営上少なからぬ支障を来している実状であるから、これらの点を再検討し、検査体制の確立につき考究措置の要がある。

なお、事務的処理についても留意検討を要するものがある。

三 薬事監視担当者が無資格者であるため、技術面の指導等業務遂行に支障が多いので、早急善処の要がある。

衛生研究所 昭和三十四年三月十二日監査

監査委員 松本利治

同 荻原治郎

一 当所は、庶務係、細菌検査部及び理化学試験部の一係二部制により構成（所長ほか十六名で、前年度に比較し二名及び国の委託事業に伴う補助員二名が増員）されており、試験検査件数は、次表のとおり逐年上昇し、さらには昭和三十三年度から国の委託事業として放射能測定調査（調査費八十九万円）を実施しているが、専門的技術職員が十分でないため各種試験研究に困難

な面があるので、県はさらに組織の拡充、内容の充実

及び専門職員の適正配置等につき検討善処の要がある。

試験検査実施状況調

(自一月一日 至十二月三十一日)

検査	衛研 鳥保郡保 浜保倉保米保根保 その他 計									
	三二年	五八二	六三三	七一〇	三五一	一六六	二〇二	一	一九	一、一八
結核	三三〇	五八二	六三三	七一〇	三五一	一六六	二〇二	一	一九	一、一八
細菌	三三〇	三、三九六	五、〇五二	七二〇	一、四九七	六五八	九〇	五四五	一六六	七、二八九
梅毒	三三〇	一一、〇六九	一一、〇六九	五、四八四	一、〇八六	二、九二八	三七四	五	二二七	九、九八七
水質	三三〇	四九七	四九七	四九七	一、五七五	三、三六三	四〇四	四	二〇、二八三	二〇、九四一
検査	三三〇	七七四	七七四	七七四	七	二八	九	二	八〇九	五〇六
理化	三三〇	五〇	一一一	一一一	二	四	四三	一一	二、三六四	二、五八五
試験	三三〇	七〇	六七	六七	一二	一七	一一五	六	一、二〇三	一、四九〇
合計	三三〇	一五、五九四	一七、九五六	三、七〇七	二、九三六	三、七六五	五〇七	五五六	一八五	二、五八一
		六、三一五	三、七〇七	五、六七八	三、七六五	四、六二一	六〇七	一一	三	一、二〇三
		六、三一五	三、七〇七	五、六七八	三、七六五	四、六二一	六〇七	一一	三	一、二〇三
		三、七〇七	五、六七八	四、六二一	六〇七	一一	三	一、二〇三	三三、七八六	三三、七八六

二 本年度における当所の試験研究費は、百七十二万五千円(三十四年度は十二万円増)で、財源内訳は衛研

入六十万円、保健所収入五十万円、純県費五十四万円(三十四年度は二十七万円)を計上しており、前年度

に比較して純県費四十三万余円増加しているけれども、増加分だけは、保健所収入財源がそれだけ減額されているので、結果においては変わらないこととなる。

当所では、なお、地方病基本調査、簡易水道環境調査及びNH<sub>2</sub>O水質検査推進等独自の調査研究を実施したい意向もあり、その他外部からの調査研究依頼にも応じ得ない実状であるので、これら調査研究に要する事業費については、適切なる予算措置により純県費を充当するよう格別なる配慮が望まれる。

三 経理出納その他事務処理について、次の点留意されたい。

細菌検査にかかる特殊勤務手当の支給に検討を要するものがある。

県印刷所

昭和三十四年四月八日監査

監査委員 松本利治

同 荻原治郎

一 本年単年度における印刷事業の収支状況見込は、事

業収入六百三十九万余円(印刷収入六百三十五万七千二百九円、雑収入三万四千二百二十円)に対し、人件費及び原材料等需要費の支出額は、六百六十五万余円で、差引二十五万九千九百九十九円の支出超過となる。このほか、人件費において県職員分に振替した差額(十三万九千余円)と原材料繰越分の差引増加額(二千余円)を考慮すれば、三十九万七千余円の赤字となるが、一面事業支出額のうちには、設備投資金六十万円(印刷機購入費)があるので、これを繰越財源で賄うとすれば、結局二十万三千余円の事業利益となる。

なお、全般の収支計算上では、前年度繰越金百二十二万七千余円と一般会計繰出金十万円があるので、これらを差引すれば、八十六万八千余円の剰余金を生ずる見込である。

二 現有施設及び人的陳容並びに予算規模における印刷能力の測定及び分析をするとともに、施設の更新及び人件費の増こう等を考慮した将来計画を樹立し、事業経営の合理化を図る要がある。



四 職場研修の運用については、監督者に対して「職場研修の手引」を中心に研修を行い、各町村のうちには相当の成績をあげているところもあるが、けいもう徹底、研修方法の組織化及びその計画化について努力の要がある。

五 研修参加者が受けている旅費は、市町村職員又は県職員等その所属箇所によつて多少の相違があり、参加者間に面白くない空気が醸成される懸念も見受けられるので、適当額を協定する等検討を望む。

中央病院

昭和三十四年五月六日監査

監査委員 松本利治

同 荻原治郎

一 本年度における病院事業本院分は、収入調定額九千八百余万円であつて、収入済額九千三百五十八万余円に対し人件費及び原材料費等の支出が八千五百七十八万余円見込まれるので、単年度で七百八十余万円の剰余見込である。

このほか、元利償還金千九百二十七万余円、病院拡充費一千二百四十七万余円、上私都診療所費五十九万余円等が見込まれ、これに対し一般会計及び日赤からの繰入金五百八十五万余円、起債一千万円、出張所収入金二十一万余円等があるので、これらを差引考慮すれば、結局八百三十八万余円の歳入不足となり、前年度繰上充用とした二千六百七十七万余円を加えると、本年度末において繰上充用を要する額は三千五百余万円となる見込みであつた。

県は、この際諸般の事情を考慮し、本事業に対し公営企業法を適用し、合理的かつ効率的運営を図らせるべき必要があると考える。

なお、前年度に引き続き、本年度も原価計算(十一月を対象)の分析検討をしていたが、適切なる原価計算を反復実施し、経営上における指針とすべきである。

二 本院は、病床三百床を擁し、さらに、昭和三十三年七月から整形外科を開設し、入院及び外来患者数は漸増しているが、医師等技術職員が不充份であり、監査

当時医師二名の欠員を生じていたので、早急にこれらの確保に努力されたい。

なお、医師に対する優遇措置及び住宅の建設等につき、さらに考究善処の要がある。

三 経営の合理化について

1 使用料等の収入事務の合理的処理について、留意検討を要するものがある。なかでも、収入伝票制度の確立若しくは会計カードとカルテとの照合徹底若しくは外来及び入院患者に対する診療点数のはあく並びに窓口事務と収入担当者との有機的連けい等につき、さらに創意工夫を加え、事務処理の適確化につき一層配慮すべきである。

また、調定事務のうち年度区分につき考究善処すべきものがあるので関係当局と協議の上適切なる措置を講ぜられたい。

2 監査時現在における看護婦総数は八六人で、その内訳は、看護婦五六人、準看護婦一四人、その他看護助手等一六人であるが、この職員構成を検討して

みると、厚生省看護基準割合(看護婦四、準看護婦四、その他二)に対し、看護婦は二一、六人多く、その反面、準看護婦は二〇、四人、その他一、二人それぞれ少い。とくに、看護婦の総数に対する割合は六五パーセントで、基準より相当数上廻っている現状であるから、病院経営の効率的見地から看護婦構成の合理化と新陳代謝につき、慎重考究の余地がある。

3 本年度における施設設備の拡充整備は、前年度に引き続き整形外科の新設に伴う病床増設(鉄筋二階建て十八病床、工事費一千八十万円)及び温泉くつき事業(工事費八十万円)のほか、器具機械等の備品類の購入(二百万円)を完了していたが、監査時現在において使用の段階となつていなかったため、早期活用を図るべきである。

4 昭和三十三年十月から医療点数の改訂に伴い、病院経営は、一つの試練期に入つているものと思われるので、投葉及び注射等の診療業務と病院経営との両者を勘案配意し、遺漏なきを期されたい。

5 本年度における未収金の処理状況は、過年度分調定四百四万余円に対し年度内収納予定百二十八万余円、時効完成に伴う不納欠損処分三十二万余円あるので、差引二百四十四万余円は収納不能で、さらに、現年度分未収予定額が二百五十万余円見込れており、未収金は、逐年増加のすう勢を示している。

とくに、未収金の内容をみるに、次表のように大口未納者(入院患者分)が多くあるので、これら未納者に対しては、保証人をして代弁せしめる等適切な措置を講ずるとともに、徴収体制の確立強化を図り、早期収納を期するよう一層の努力の要がある。

過年度分未収のうち大口未納者調

昭和三十四年三月末現在

調定年度	金額	氏名	住	所	備考
昭和二九年度	七二、八一七	谷尾 登志江	鳥取市東大路		死亡
"	四九、八二〇	安部 隆一	" 今町一ノ二〇〇		
"	一四〇、三七五	安富 松義	岩美郡国府町上地		
"	二六一、五四二	喜岡 清子	八頭郡那家町大坪		死亡
三〇	五〇、二一三	三橋 節江	鳥取市白兎		
"	一二〇、九四三	射場 正西	" 東品治町一区		
"	四八、六〇三	大住 久栄	岩美郡津ノ井村桂木		
三二	一五六、〇四八	鳥取市労働監督署	自動車災害によるもの		
"	七六、四九八	山本 勝男	八頭郡那家町市場		
"	一七四、二〇四	林 文子	鳥取市茶町		
"	六七、九九二	山口 綾子	" 徳尾		
計	一、二一九、〇五五				

注 昭和三十三年度末における未収総額二、四四二、六四四円の見込である。

6 医薬品等原材料の受払は、交付簿により各科病棟別に交付しているが、これらに対する使用状況のはあくが不徹底(三十四年五月から受払簿を実施予定)であるので、さらに、これらの実態を適確に記録整備せしめるとともに、原材料の効率的活用につき十分配慮すべきである。

7 給食用主食購入にあたり、年度末に白米二千百キログラム購入しているが、これは、当時の在庫量から見て一応やむを得ないと思われるが、その時期及び数量並びに検収等に遺漏なきを期されたい。

8 備品管理の適正を期するため、現物と台帳との照合確認を励行する要がある。

四 上私都診療所は、三十二年八月から業務を開始し、本院より毎週二回出張診療により運営していたが、昭和三十三年十二月専任医師の配置を得て、次表のように業務実績を挙げているけれども、本年度における収支状況は、使用料等収入金が三十六万余円に対し事業支出金五十九万余円で、差引二十三万余円の赤字となる見込である。また、監査時現在つ合(医師の退職)によりやむなく業務を一時休止としていたが、当所の設立趣旨からしても、早期開業を図る要があるので、病院及び本庁は、適切な措置対策を講ずべきである。なお、業務の休止期間中における器具器材の備品管理については、遺漏なきを期されたい。

上私都診療所運営状況調 自昭和三十三年四月一日至三十四年三月三十一日

月別	患者延数	調定金額	備考
四	二〇二	二七、八六五	昭和三十三年四月一日から三十三年度に於ける診療所収入予算額一、九三〇、〇〇〇円を以て、この患者を見込んで
五	一四七	二五、八七九	
六	一一七	二三、九三二	
七	一〇四	一九、〇八三	

計	八	九	〇	一	一	二	一	二	三
	九三	一一九	一一一	一〇五	一〇八	一〇〇	九四	五七	一〇〇
一、三五七	二二三	九一六							
	一三、四四〇	二〇、七二二	一六、九〇五	一、五一八	一三、四六八	八、二六四	二三、六七〇	一九、一七〇	二一三、九一六

県立高等看護学院

昭和三十四年五月六日監査

監査委員 松 本 利 治

同 萩 原 治 郎

一 当院の職員構成は、専任教員三名うち一名は教務主任(任)のほか、院外講師十六名及び院内講師二八名を委嘱して運営しているが、病院業務に忙殺される関係上、院内講師の殆んどが欠講を余儀なくされ、授業の計画実施に支障を来しているばかりでなく、進度の遅延は、いきおい実習時間にしわよせされている実状にあるので、その欠講防止につき検討善処の要がある。

また、院内講師の処遇については、自治研究所同様考慮の要がある。

なお、専任事務員の配置についても、検討善処されたい。

二 学院施設としての図書室並びに実験実習のための調理室新設及び教材教具、とくに図書の充実整備について、予算措置の要がある。

境港警察署

昭和三十四年四月二日監査

監査委員 松 本 利 治

同 萩 原 治 郎

一 本署庁舎は、老朽建物で改築に迫られていたが、昨年十二月上道地内に敷地四三八坪を得て、工事費五八〇万余円で本館並びに留置場、発電室及び給排水設備車庫等附属建物を新築し、これに移転するとともに、警備艇の配属をも受けて管内警備体制が一段と強化されたことは結構である。

新庁舎工事の裏付財源の一部となっている旧庁舎及

び同敷地の売却については、監査当時未処分のため管理上相当手数を要していたので、この早期処分につき関係当局はとくに善処されたい。

二 昨年末懸案であつた警備艇の配属を受けて港内警備にあつていたが、燃料及び維持費が不十分なため活動を阻害していたので、予算増額につき考慮の要がある。

三 当管内は、商漁港と元駐留軍基地を控えていた特殊環境下にあつて、各種犯罪の発生が多く、とくに、兇悪犯及び粗暴犯の発生は、県下で最も高率を示している実態にあるので、防犯活動には特に意を用い、各種防犯活動の推進母体となる防犯協議会を最近結成し、青少年の不良化防止及び補導についても、学校、公民館及び各補導機関等と密接な連絡のもとに努力が払われているが、一面、船員宿泊施設を基幹とした健全娯楽施設による善導も犯罪防止の一方策と考えられるので、これら施設の拡充整備について、市その他関係団体に呼びかける等、さらに防犯活動の強化に努められたい。

四 経理出納その他事務処理について、次の点留意され

たい。

- 1 留置人に対する官給食数を的確にはあくすること。
- 2 物品購入事務処理を厳格にすること。
- 3 期間満了による失効物件の公売処分に当り慎重を期すること。

八橋警察署

昭和三十四年四月二十日監査

監査委員 松 本 利 治

同 萩 原 治 郎

一 庁舎は、昭和三十年に建築し整備されているが、会議室がないため武道場を兼用しており、会議及び体育の練成に支障が認められるので、会議室の設置につき当局の配りよを望む。

二 当署の刑法犯の発生の状況は、本年度一六八件で、前年度の一八五件に比し十七件減少し、反面検挙率は、八九パーセントで、前年度の六五パーセントに比し著しく上昇を示しており、県下の平均七二パーセントをも上廻る成績である。

防犯活動については、昨年九月において、県下にさきがけて管内防犯協議会が結成され、これと相協力して防犯座談会、映画会及び講演会等をしれば開催し、とくに、映画にあつては、鳥根県から資料を借用するなど活発な活動を行つてゐることは活構であるが、さらに、協議会の助長及び育成に配意し、管内防犯体制の確立を期されたい。

三 経理出納その他事務処理について、次の点留意されたい。

- 1 道路一時使用許可証交付手数料徴収の取扱に検討を要するものがあつた。
- 2 保安関係許可手数料徴収事務処理に慎重を期すること。
- 3 報償費の運用につき検討を要するものがあつた。

教育研究所 昭和三十四年四月九日 監査

監査委員 松本利治

同 荻原治郎

一 当所は、所長以下九名(うち一名長期病欠)で、教育に関する研究調査及び教育関係職員の研究その他所管業務に努力しているが、現施設は、県教職員組合所有建物の一部を借用しているため狭隘で、かつ、環境上からして業務に支障を来している。

とくに、教職員研修実施に要する研究室は、狭隘のため計画どおりの実施は困難であり、また図書資料室、教育相談室の設置及び教科書センターの充実等当所全般的な施設の拡充整備について、当局の配意を望む。

二 教育研究調査については、道徳教育の基礎研究及び教育検査実施状況調査等数項目に亘つて実施しているが、人的不足のため、各教科、社会教育、幼児教育等専門的な研究にまで及ばない実情である。

研究調査の結果は、研究発表によるのほか、研究紀要、研究要録及び研究所報によつて現場教育への反映に努めてはいるが、予算的な制約もあつて充全を期しがたい実態にあるので、関係当局においても適切な予算措置を講ずる等研究結果の普及活用につき、なお、

努力の要がある。

三 教育相談利用者は、年年増加(本年度二八〇名、前年度二五八名)しているが、利用者の最も懇求する学力テストは、専門職員がないため実施出来ない実状にあるので、これが設置につき関係当局の善処を望む。

四 経理出納その他事務処理は、おおむね適切と認めた。